

食品衛生基準審議会規程

令和 6 年 4 月 10 日
令和 7 年 1 月 30 日一部改正
食品衛生基準審議会決定

(総則)

第 1 条 食品衛生基準審議会（以下「審議会」という。）の招集、議事録、部会の設置及び所掌事務等については、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）第 5 条の 3 及び食品衛生基準審議会令（令和 6 年政令第 86 号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(会議の招集)

第 2 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに審議会に属する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 会長は、議長として審議会の議事を整理する。
- 4 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。
- 5 会長は、必要に応じて、審議会に属さない臨時委員若しくは専門委員又は外部から招致する参考人を審議会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。
- 6 関係行政機関の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(議事録)

第 3 条 審議会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

(会議の公開)

第 4 条 審議会の開催予定に関する日時、開催場所及び審議会の諮問、答申・意見等については公開とする。

- 2 審議会及び審議会の提出資料については原則として公開する。ただし、公開することにより委員又は臨時委員若しくは専門委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合について、非公開とする。
- 3 審議会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示された特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。
- 4 委員又は臨時委員若しくは専門委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障をおよぼすおそれがあることから非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、発言者氏名を除いた議事録を公開し、非公開とすべき事由が終了したとき、発言者氏名を含む議事録を公開する。

(部会の設置)

第5条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務を、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
食品規格・乳肉水産・伝達性海綿状脳症対策部会	食品の規格又は基準（農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準を除く。）並びに食品等における伝達性海綿状脳症に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議
添加物部会	添加物の指定及び規格又は基準の設定に関する調査審議
農薬・動物用医薬品部会	食品の規格又は基準のうち、農薬、動物用医薬品、飼料添加物の残留基準の設定等に関する調査審議
器具・容器包装部会	器具・容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の規格又は基準の設定に関する調査審議
新開発食品調査部会	指定成分等含有食品等、組換え DNA 技術応用食品等及び新たな技術により製造又は加工された食品等の規格又は基準の設定に関する調査審議
放射性物質対策部会	食品における放射性物質に係る規格又は基準の設定等に関する調査審議

(付議)

第6条 会長は、内閣総理大臣又は厚生労働大臣の諮問を受けた場合は、当該諮問事項を所掌する部会に付議することができる。

(部会の運営)

第7条 部会長は、必要に応じて、当該部会に属さない委員又は臨時委員若しくは専門委員及び外部から招致する参考人を部会に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

2 会長及び関係行政機関の職員は、部会に出席して発言することができる。

(部会の議決)

第8条 部会における決定事項のうち、比較的軽易なものとして審議会があらかじめ定める事項に該当するものについては、会長の同意を得て、当該部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、当該部会において、特に慎重な審議を必要とする事項であるとの決定がなされた場合はこの限りではない。

2 前項の決定がなされた場合において、審議会の調査審議を経る時間がないものについては、前項の規定にかかわらず、会長の同意を得て、当該部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

3 前2項の規定により、部会の議決が審議会の議決とされたときには、当該部会の部会長は、すみやかにその決定事項を審議会に報告しなければならない。

(調査会の設置)

第9条 部会長は、必要に応じて、会長の同意を得て当該部会に調査会を置くことができる。

2 調査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

(準用規定)

第10条 第2条から第4条の規程は、部会の運営について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは、それぞれ「部会」と、「会長」とあるのは、それぞれ「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会に諮って決める。